

3 教科又は教職に関する科目

■履修上の留意事項

- 「教科又は教職に関する科目」または最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」について、併せて幼1種=10単位、小1種=10単位、小2種=2単位、中1種=8単位、高1種=16単位以上修得してください。

例えば次のとおりになります。

	最低修得単位	修得単位	
教職に関する科目	= 45単位	51単位	= 6単位余剰
教科に関する科目	= 8単位	10単位	= 2単位余剰
教科又は教職に関する科目	= 10単位	2単位	←

(余剰分の8単位を充てることができます)

*ただし各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科以外、余剰単位として充ててはできません。

小学校1種免許状の場合の例

	教職に関する科目 (45単位以上)	教科に関する科目 (8単位以上)	教科又は教職に関する科目 (10単位以上)
A	修得単位数 45単位	修得単位数 8単位	修得単位数 10単位
B	修得単位数 51単位 余剰単位数 (6単位)	修得単位数 10単位 余剰単位数 (2単位)	修得単位数 2単位 余剰単位数 (8単位)
C	修得単位数 53単位 余剰単位数 (8単位)	修得単位数 10単位 余剰単位数 (2単位)	余剰単位数 (10単位)

「教科又は教職に関する科目」の単位の修得方法は、A・B・Cいずれの方法でも可。

4 免許法施行規則第66条の6に定める科目

■履修上の留意事項

「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の各カテゴリーから、学部・学科ごとに定められている科目を合計8単位以上修得すること。

*余剰単位があったとしても、「教科又は教職に関する科目」等に充ててはできません。